

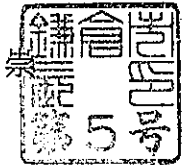
鎌総第1139号

令和7年(2025年)7月14日

鎌倉市議会議長

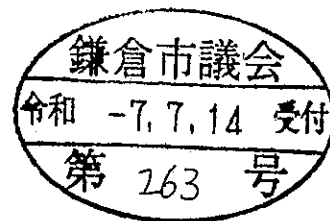
中澤 克之 様

鎌倉市長 松 尾



文書質問への回答について

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。



事務担当

総務課総務担当 (内線2242・2243)

議会受付番号	文書質問第 6 号
質問者	重黒木 優平 議員
答弁する者	市長 (共生共創部 広報課) (総務部 総務課) (総務部 職員課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項の規定に基づく文書質問第 6 号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

- (1) 市職員が、市主催のイベントなど公務に関連する場面で撮影した写真を、個人の SNS (X、Facebook、Instagram 等) に投稿することについて、市としての見解を伺います。
- (2) 当該投稿に写り込んだ人物が特定できる場合において、事前に本人の同意を得ているか、またはトリミング・ぼかしなどの加工を行っているかといった点について、市としての対応基準や考え方を伺います。
- (3) 職員が投稿する写真に、関係者の顔や名札、資料、準備中の様子などが写り込んでいた場合、それらが地方公務員法第 33 条 (信用失墜行為の禁止)、第 34 条 (秘密を守る義務)、第 35 条 (職務に専念する義務) に抵触する可能性について、市の認識を伺います。
- (4) 鎌倉市個人情報保護条例との関係において、個人が特定できる画像や映像が含まれる場合に、どのような判断基準で個人情報と位置づけ、取り扱っているか、また、職員の私的 SNS 投稿における対応の方針について伺います。
- (5) 職員による SNS の私的利用に関して、庁内で定めているガイドラインや注意喚起、通達等の有無を伺います。存在する場合はその概要を、存在しない場合は今後の整備方針について伺います。
- (6) 市の公式ホームページに掲載されている「著作権・免責事項」(ページ番号 39025) では、掲載されている画像等の無断転載を禁止していますが、これと同様の原則を職員の個人 SNS 投稿においても適用しているか、市の整理を伺います。
- (7) 業務に関連して撮影された写真が不用意に外部へ発信されることを防止するため、市としてどのような管理体制や再発防止策を講じているか、または今後講じる予定があるか伺います。

2 質問の理由

近年、職員が個人の SNS を通じて情報を発信する機会が増えていますが、個人の発信そのものを問題視するものではありません。むしろ、その際に公務として撮影した写真について

適切な許可を得ているか、関係者の同意を得ているか、肖像や資料等に必要な配慮がなされているかといった点にこそ、留意が求められると考えます。

特に、人物が特定できる写真については、同意取得や画像加工などの対応が必要であり、鎌倉市個人情報保護条例との整合性が求められます。また、市のホームページ（ページ番号 39025）では、画像の無断転載禁止が明示されていることを踏まえれば、職員による個人 SNS 発信にも同様の原則が適用されるかも明確にしておく必要があります。

このような観点から、職員による SNS 投稿に関する市の基本的な認識と対応方針、今後の制度整備の考え方などについて、一般的な立場から確認するものです。

3 答弁

- (1) 本市では令和 7 年（2025 年）4 月から、添付した「鎌倉市職員のソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」（以下「SNS ガイドライン」という。）を施行し、市職員がソーシャルメディアを利用する際の基本的な考え方や留意点を明示しています。

SNS ガイドラインでは、公務に関する場面で撮影した写真を個人の SNS で投稿すること自体を禁止する定めはありませんが、職員が個人のアカウントで運用する場合は、職員個人の責任となること、職員であることの自覚と責任を持った運用を心掛けること、また、私的・趣味的な運用においても、職員は地方公務員法をはじめとする関係法令及び職員の服務や情報セキュリティに関する規程などを遵守しなければならないとしています。

- (2) SNS ガイドラインでは、ソーシャルメディア利用に当たっての基本原則に、基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分留意しなければならない旨を定めています。

- (3) 投稿された写真が職務上の秘密事項に該当するか否か、個人を特定しうるものか否か、相手方の承諾を得て投稿されたものか否か、個人の SNS に投稿する目的で勤務時間中に撮影されたものか否か、などを総合的に判断し、これらに該当する場合には、地方公務員法に抵触する可能性があるものと考えます。

- (4) 令和 5 年（2023 年）4 月 1 日より、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）が改正され、民間、地方自治体など全ての機関に直接適用されることとなりました。

「鎌倉市個人情報保護条例」は個人情報保護法の施行に関し必要な事項その他個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めております。

顔写真については個人情報保護法第 2 条第 1 項に定める「個人情報」にあたるものと個人情報保護法の事務対応ガイドにも明記されており、鎌倉市としてもそのように認識しております。

また、個人情報保護法第 61 条で個人情報の保有に当たっては所掌事務又は業務を遂行するため必要な限りで保有し、利用目的の達成に必要な範囲を超えてはならないと規定されています。

なお、職員の私的 SNS 投稿における対応の方針については、(1) のとおりです。

- (5) (1) のとおり、本市では SNS ガイドラインを定めています。策定後には、庁内システムの掲示板において、周知を行いました。
- (6) 市の公式ホームページに掲載された著作物については、基本的に著作権法に則るものとなります。つきましては、職員であっても、個人の SNS への投稿は適用を受ける対象と捉えています。
- (7) 業務に関連して撮影された写真が不用意に外部へ発信されることを防止するためには、職員が SNS ガイドラインを十分に理解した上で、SNS の個人利用を行うことが重要なことであると考えています。令和 7 年（2025 年）4 月に SNS ガイドラインを策定後、掲示板に掲載し、職員へ周知を図ったところでありますが、今後、職員への周知を適宜行ってまいります。

鎌倉市職員のソーシャルメディアの利用に関するガイドライン

現在、鎌倉市においては、X や Facebook 等のソーシャルメディアを活用し、さまざまな情報発信を行っています。これらソーシャルメディアは、今や国民の生活において欠かすことのできない重要な情報伝達手段となっており、今後も、市民と行政の相互関係の構築に際し重要な手段となることが見込まれます。

一方で、ソーシャルメディアには、匿名性や一方的な記述が可能であるといった特性もあり、不正確な情報や不用意な記述が意図しない問題を引き起こし、社会に対し多大な影響を及ぼした企業の例など、リスク対策をしっかりと行わなければならない面もあります。

そのため、ソーシャルメディアを使いこなすためには、その利用者がソーシャルメディアの特性や自らが関わる社会的規範などを十分理解する必要があります。

そこで、鎌倉市職員(以下「職員」といいます。)が、ソーシャルメディアを適切に利用し、その有用性を十分に活用できるよう、職員がソーシャルメディアを利用する際の基本的な考え方や留意点を明らかにする「鎌倉市職員の業務上でのソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」といいます。)を策定することとしました。

なお、本ガイドラインは、主に、業務でソーシャルメディアを利用する職員を対象としていますが、職員が私的に利用する際にも、地方公務員法をはじめとする関係法令等を遵守する必要があることから、本ガイドラインの対象としています。

1 ソーシャルメディアの定義

X、Facebook、ブログ、ホームページ等に代表される、インターネットを利用してユーザーが情報を発信し、あるいは相互に情報をやりとりする情報の伝達手段をいいます。

2 ガイドラインの必要性及び目的

ソーシャルメディアは有効な情報伝達手段である一方、その情報が不正確であったり、法令や公序良俗に反したり、さらには意図せずして特定又は不特定の人たちの感情を害した場合には、市政に対して想定しない影響を及ぼす場合もあることから、事前にそれらリスクを回避するため、職員が留意すべき事項を明らかにしたものがこのガイドラインです。

3 ガイドラインの適用範囲

このガイドラインは、職員としての身分を有する者に対して適用されます。

4 ソーシャルメディア利用に当たっての基本原則

- (1)職員がソーシャルメディアを利用して情報を発信する場合には、職員であることの自覚と責任を持たなければなりません。
- (2)地方公務員法をはじめとする関係法令等を遵守しなければなりません。

- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分留意しなければなりません。
- (4) 発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意する必要があります。(一度ネットワーク上に公開された情報は完全には削除できないことを理解しておく必要があります。)
- (5) 意図せずして自らが発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせた場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めなければなりません。また、自らが発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応し無用な議論となることは避けなければなりません。
- (6) 次に掲げる情報は発信してはなりません。
 - ア 不敬な言い方を含む情報
 - イ 人種、思想、信条等の差別、又は差別を助長させる情報
 - ウ 違法行為又は違法行為を煽る情報
 - エ 単なる噂や噂を助長させる情報
 - オ わいせつな内容を含むホームページへのリンク
 - カ その他公序良俗に反する一切の情報

5 ソーシャルメディアを利用して鎌倉市行政に関する情報を発信する際の留意事項

- (1) 鎌倉市あるいは鎌倉市と利害関係にある者又は団体の秘密に関する情報を発信してはなりません。
- (2) 意図して鎌倉市及び他者の権利を侵害する情報を発信してはなりません。
- (3) 鎌倉市のセキュリティを脅かすおそれのある情報を発信してはなりません。
- (4) 自らの職務に関する情報を発信する場合には、守秘義務を遵守するとともに、意思形成過程における情報(検討中の素案、それに対する個人的な意見など)の取扱いに十分留意する必要があります。
- (5) 自らは直接職務上関わらない事項であっても、本市行政に関する情報を発信する場合にあっては、読み手側では職員として一定の関係者として理解し、その記述が不正確な場合には誤解される場合があることについて十分留意する必要があります。

6 その他の留意事項

- (1) 新たにソーシャルメディア利用する際には、必ず事前に広報課に相談し、アカウントは業務用アカウントを使用してください。
- (2) 厳密な勤務時間管理を行ってください。
- (3) 個人としてではなく組織として発言をしてください。

7 職員個人での利用について

- (1) 職員が個人のアカウントで運用する場合は、職員個人の責任となります。身分を明かして

運用する場合には想定しない影響を及ぼす場合もあります。また、匿名での運用する場合であっても、発信者情報の開示等により個人が特定されることもあるため、このガイドラインを参考に、職員であることの自覚と責任を持った運用を心掛けてください。

- (2) 私的・趣味的な運用においても、職員は地方公務員法をはじめとする関係法令及び職員のサービスや情報セキュリティに関する規程などを遵守しなければなりません。

違反した場合は処分の対象となることを十分に理解して運用してください。